

～助成金のお知らせ～

社会参加の空間整備支援事業

「地域のために何かやりたい」「地域の役に立ちたい」そんな思いから
福祉ボランティアに取り組もうとする団体のみなさんを応援します

これからの福祉V活動を活性化する助成事業

助成内容

地域の福祉課題の解決を目的とした、誰もが利用しやすい「居場所※」づくりの改修整備支援

※「居場所」＝高齢者・障がい者のサロン、子ども食堂、フリースクールなど

対象団体

助成内容

週1回以上開所できる、地域福祉活動を目的とした法人格のある非営利活動目的の団体

「居場所※」の改修整備経費および団体が継続的に「居場所※」を運営するために必要な経費

*スペースのランニングコスト(通信光熱水費・家賃・インターネットプロバイダ料など)人件費など団体維持管理費は助成対象外

助成金額

205万円以内（1件あたりの上限額）＜30年度助成枠総額6,768万以内＞

- ・改修整備等経費200万円以内
- ・改修を行なった居場所の運営に必要な活動経費5万円以内

備考

- *同事業(同じ整備場所)による助成は1回に限る
- *交付団体の次年度申請は不可。翌々年度の申請は、検証結果等で必要と認められた場合のみ
- *平成30年度1回目募集の助成枠2「参加しやすいしくみづくり」の助成を受けた団体は申請不可
- *改修整備とは
居場所事業をする上で課題があり(安全や衛生、環境衛生、利便性などの視点があるもの)、課題解決のための工事改修が主で、備品はそれに伴うもの
- *本事業以外の目的でないこと(改修後、有料で貸し出しするなどは不可)
- *整備場所は、通年、団体が占有していること
- *公的所有物件(老人憩いの家など)は除く
- *助成事業実施期間終了後も改修場所で継続して事業をするもの
- *新規に居場所づくり活動を行う場合は、参加者が見込まれる実績があること
- *改修期間中、場所をかえて居場所事業を行うための賃借料は対象

事業例：・老朽化し、浮き上がった床板の段差でつまづき危険なため、改修
・従来の子ども居場所事業で子ども達に食事の提供を計画してるが、活動場所にキッチンがないので新設

①事業実施期間：平成30年度〔平成30年10月1日(月)～平成31年3月31日(日)〕

②交付時期：平成30年9月末予定

★申請方法、申請書など詳細はホームページをご参照ください

【問合せ・申請用紙交付・申請窓口】

大阪市ボランティア・市民活動センター（受付時間：月水金9：30～20：00、火木土9：30～17：00）
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10
TEL：06-6765-4041 FAX：06-6765-5618
代表 mail：ocvic@osakacity-vnet.or.jp

大阪市ボラ基金

検索

